

第 4 編 災害復旧計画

第 1 章 各災害共通復旧計画

第1節 被災住民の生活確保計画

1 基本方針

災害時には、多くの住民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態におちいることが考えられる。

これらの混乱を速やかに收拾し、民生の安定と社会秩序の回復を図るため、関係防災機関等と協力し、生活確保のための緊急措置を講じる。

2 生活福祉資金の貸与

災害によって被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度によって、民生委員、村の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金および住宅資金を予算の範囲内において行う。

(1) 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害によって困窮し、自立更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
償還期間	1年以内据置期間経過後7年以内
利率	年3% ただし据置期間中は無利子

(2) 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金、住宅資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は、重複して貸し付けることができる。

なお、この資金は他の資金から借り入れることができない者に対し貸し付けるものである。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給および災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金および災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金である。滝沢村が実施主体となり、条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

対象災害	<p>① 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在するもの</p> <p>② 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内で生じた災害であって、災害救助法第二条に規定する救助(以下「救助」という)が行われたもの</p> <p>③ 救助が行われた市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害</p>
支給対象	<p>① 上記の災害による死亡者(3か月以上の行方不明者を含む)</p> <p>② 被害を受けた当時、滝沢村の区域内に住所を有した者</p>
支給対象遺族	<p>上記の者の死亡当時の配偶者(事実婚を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く)、子、父母、孫、祖父母を対象とする</p>
支給額	<p>① 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円</p> <p>② ①以外の場合 250万円</p>
費用負担	<p>国1/2・県1/4・市町村1/4</p> <p>ただし、県、市町村の負担分は特別交付税で財政措置される。</p>

(2) 災害障害見舞金の支給

対象災害	<p>災害弔慰金の場合と同様である。</p>
支給対象	<p>上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。</p>
支給額	<p>① 上記支給対象者が世帯の生計を主として維持していた場合 250万円</p> <p>② ①以外の場合 125万円</p>
費用負担	<p>災害弔慰金の場合と同様である。</p>

(3) 災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法の適用が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	<p>上記災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。</p> <p>① 世帯員が1人 220万円</p> <p>② " 2人 430万円</p> <p>③ " 3人 620万円</p> <p>④ " 4人 730万円</p> <p>⑤ " 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額</p> <p>⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円</p>
貸付限度額	<p>① 療養に要する期間がおおむね一ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という）があり、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 財産についての被害金額がその家財の価値のおおむね1/3以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合 150万円</p> <p>イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円</p> <p>ウ 住居が半壊した場合 270万円</p> <p>エ 住居が全壊した場合 350万円</p> <p>② 世帯主が負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円</p> <p>イ 住居が半壊した場合 170万円</p> <p>ウ 住居が全壊した場合 250万円</p> <p>エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円</p> <p>③ ①のウ、又は②のイ、若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える</p>
償還期間	<p>10年間とし、据置期間は、そのうち3年間（特別な事情がある場合は5年）</p> <p>利率 年3%</p> <p>ただし据置期間は無利子</p>
費用	貸付財源に相当する金額を県より無利子で貸付を受ける

4 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 村は、災害によりその居住する住宅が全壊した世帯又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に、相談・指導等を実施する。
- (2) 県が実施主体となり、村が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援基金に指定された(財)都道府県会館に委託し実施する。
- (3) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。
 - ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害。
 - ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害。
 - ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
 - ④ 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において、①又は②に定める被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口が10万未満のものに限る）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害。
 - ⑤ ③又は④に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満のものに限る）の区域にあって、①～③までに定める区域のいずれかに隣接し、かつ5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害。
（支援法第2条第1号、第2号、政令第1条、政策統括官通知第二2）
なお、②③④⑤については①に掲げるいわゆるみなし規定は適用にならない。
- (4) 支援金の支給対象は、支援法が適用された自然災害により住宅が全壊した世帯、あるいは、住宅が半壊しやむなく解体した世帯など全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯であって、世帯の年収、世帯主の年齢等の要件に合致する世帯が対象となる。
- (5) 支援対象世帯
支援法の対象となる自然災害により被害を受けた世帯であって、以下に掲げる世帯が対象となる。
 - ① 居住する住宅が全壊(全焼、全流出等)した世帯
 - ② 居住する住宅が半壊(半焼)し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、住居の倒壊による危険を防止するため必要があること、住居に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（半壊解体世帯・敷地被害解体世帯）
 - ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつその状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
 - ④ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わな

れば当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
（支援法第2条第2号）

複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 世 帯	建設・購入	100 万円	200 万円	300 万円
	補 修	100 万円	100 万円	200 万円
	賃 借	100 万円	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50 万円	200 万円	250 万円
	補 修	50 万円	100 万円	150 万円
	賃 借	50 万円	50 万円	100 万円

単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 世 帯	建設・購入	75 万円	150 万円	225 万円
	補 修	75 万円	75 万円	150 万円
	賃 借	75 万円	37.5 万円	112.5 万円
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5 万円	150 万円	187.5 万円
	補 修	37.5 万円	75 万円	112.5 万円
	賃 借	37.5 万円	37.5 万円	75 万円

5 農林業復旧資金

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融通法によって融資する。

(1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

貸付相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり一般200万円（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	滝沢村長の被害認定を受けたもの

(2) 自作農維持資金融資法に基づく農林漁業金融公庫資金融資（災害資金）

期 間	20 年（据置 3 年以内含む）以内
貸 付 利 息	年 1.05%（期間 10 年の場合）〔平成 16 年 1 月 26 日時点〕
貸付限度額	個人 200 万円以内、法人 1,000 万円以内
担 保	保証人もしくは担保
そ の 他	知事の貸付適格認定が必要である。

(3) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済の支払いができるように措置する。

6 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）および政府系金融機関（中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫）の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等によって施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県に依頼する。

7 住宅復興資金

火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定によって災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付（建設、新築購入資金）

貸 付 対 象 者	り災直前の建物価額の 5 割以上の被害を受けたもので、1 戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 125 ㎡以下の住宅を建設する。また、建物と同時に宅地についても被害を受け、宅地が流失して新たに住宅地 を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸 付 限 度	耐火、簡耐 1,160 万円以下 木造等 1,100 万円以下 ② 土地取得費 770 万円以下 ③ 整 地 費 380 万円以下
利 率	年 1.60%（平成 16 年 1 月 19 日現在）
償 還 期 間	耐火 35 年以内 耐簡 35 年以内 木造等 25 年以内 ① ※ 融資の日から 3 年以内の据置期間を設けることができ、その期間償還期間を延長できる。

(2) 災害復興住宅資金に基づく資金貸付（補修資金）

貸付対象者	補修に要する額が 10 万円以上であり災直前の建物価額の 5 割未満の被害を受けた者。また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者に整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。	
貸付限度	耐火、簡耐	640 万円以下
	木造等	590 万円以下
	② 土地取得費	なし
	③ 整地費	380 万円以下
	① ②③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖	

10 日本郵政株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵政の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ適確に実施する。

- (1) 災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災住民で、収容施設（応急仮設住宅に収用する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また、被害の状況により、被災住民（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字郵便物等について、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵政株式会社社長が指定し、その旨の公示をする。

- (2) 日本郵政株式会社社長が公示した場合は、被災住民の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物の料金免除を実施する。

11 り災証明書の発行

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、被災者台帳を整備し、必要があるときはり災証明書を発行するものとする。なお、り災証明書の発行手続きは、以下の通りである。

- (1) 被災者台帳の作成

村長は、法による救助を必要と認める災害により、被災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、被災者台帳を整備し、これに登録する。

- (2) り災証明書の発行

村長は、被災住民に対し、必要があると認めたときは、り災台帳に基づき、り災証明書を発行する。

第2節 公共施設の災害復旧計画

1 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施するものとする。

2 災害復旧事業計画

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業
 - ② 道路公共土木施設災害復旧事業
 - ③ 単独災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
- (2) 都市災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 下水道施設復旧事業
 - ③ 都市排水施設災害復旧事業
 - ④ 公園等施設災害復旧事業
 - ⑤ 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 下水道施設災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他災害復旧事業

3 激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定がうけられるように努めるものとする。

4 緊急災害査定の実施

災害が発生した場合は速やかに公共施設の実態を調査し、災害査定を緊急にし、実施が容易

となるように所要の措置を講じ、復旧事業の迅速を期するように努めるものとする。

5 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ復旧事業の早期実施がはかれるようにするものとする。災害復旧資金の緊急需要が生じた場合において、災害つなぎ資金の確保に努めるものとする。

第3節 被災住民相談

1 基本方針

被災住民からよせられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を早期に開設、被災以前の状態への早期回復を図っていく。

なお、住民相談所の開設にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 早期に被災住民からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させる。
- (2) 相談所へ行けば、り災証明、応急危険度判定の手続き等事務手続きが1回で済むようにする。
- (3) そのためには、国、県及び、行政以外のライフライン関係者をまじえた、スタッフ体制をとる。

2 被災住民相談所の開設

被災住民は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。

そのような不安を解消するために、目安として、避難所が開設した時から（発災後3～4日目）避難所ごとに災害相談窓口を開設する。

なお、避難所が多数の場合は、自動車等による巡回相談の形式をとる。

3 相談内容の充実強化

被災住民からの要望を「聞きっぱなし」に終わらせることのないよう、相談体制の充実強化を図る。

(1) 相談内容

- ① 応急住宅の斡旋
- ② 各ライフラインの復旧の見通し
- ③ 各種法律相談
- ④ 建物応急危険度判定の手続き
- ⑤ 医療相談（心のケア等）
- ⑥ 各種融資資金の相談

(2) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、国及び県の担当部局と連携し専門家等を派遣してもらえるようにする。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者をも参加してもらえるような体制をとるものとする。

【被災住民相談所のイメージ】

被災住民

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

- 応急住宅の斡旋
- 各ライフラインの復旧の見通し
- 各種法律相談
- 建物応急危険度判定の手続き
- 医療相談
- 各種融資資金の相談

第4節 被災住民へのメンタルケア

1 基本方針

災害によって深く心が傷ついた心理状態（心的外傷後ストレス症候群 PTSD）を癒す、あるいは症状を軽減するための対策を講じるものとする。

2 PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）症状の理解

この症状は、単に寝つけない、いらいらするといったものから無力感や疲労感、だけでなく、頭痛、めまい、吐き気、生理不順といった具体的な身体の変調をもたらすものであり、被災後すぐに症状があらわれる人から、半年経ってからはっきりしてくる人もある。

具体的には、次のような症状が1カ月以上も続く状態である。

- (1) 災害の光景が忘れられない。
- (2) 何事にも無関心でしようとする。
- (3) 過度の生理的緊張状態が持続する。

3 各種対策

(1) 被災住民個人の対策としては、以下のような方法がある。

- ① 被災住民は、だれもが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないということを認識する。
- ② だれでも無関心や無感動になることを自覚し、そうした気持ちを否定しない。
- ③ できるだけ活動的にしている。
- ④ 現実から逃げない。
- ⑤ どういう災害であったかを本気になって考える。
- ⑥ 善意を素直に受け入れる。
- ⑦ 一人になれる時間をもつ。

(2) 行政の対応としては、以下のような方法がある。

- ① 各種情報を提供するための、住民向け講演会を実施する。
- ② 専門家による避難所及び、家庭訪問による巡回相談を実施する。
- ③ 専門家による相談電話（フリーダイヤル）の設置などである。

